

令和2年小布施町議会11月会議会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月3日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に対する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	大宮透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長 補佐	益満崇博君
産業振興課長	富岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君
建設水道課長 補佐	林信廣君	教育次長	藤沢憲一君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 柵 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付の印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付の印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告をいたします。朗読は省略をいたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従いまして、順次質問をお願いします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 最初に、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） おはようございます。久しぶりに一番最初に質問できることを光栄に思っております。

それでは、早速ですが、通告に基づき質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況、成果、今後の方針はということで質問さ

させていただきます。

長野県では、11月12日、新型コロナウイルス感染者数が累計400人を超え、長野広域圏（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、上高井郡2町村、上水内郡3町村）と北信広域圏（長野市、飯山市、下高井郡3町村、栄村）について、新型コロナの感染状況を6段階で示す感染警戒レベルを2から3に引上げ、新型コロナウイルス警報を出しました。レベル3は、感染拡大に警戒が必要な状態で、注意報から警報に引き上げられました。翌日には23人の感染者が確認され、1日当たりの感染者数としては過去最多を更新、警戒レベルについては長野広域圏を3から特別警報を出す基準となる4に引き上げられました。レベル4は、感染が拡大しつつあり警戒が必要な状態であり、ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保の状態であります。

14日には町内にも感染者が確認され、感染拡大が身近なものになりました。17日には24人の感染者が確認され、過去最多をさらに更新、18日には30人と最多をさらに更新し続け、長野県の累計感染者数は500人を超え、22日には600人を超え、29日には700人を超えました。この半月で一気に倍近くまで上がりました。終息して欲しいものが、逆にますます拡大していく新型コロナウイルスへの対応について、対策事業の進捗状況と成果、今後の方針について次の13項目について伺います。

- 1、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する町税の徴収猶予制度について。
- 2、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について。
- 3、国民健康保険税の減免について。
- 4、小布施町テイクアウト・デリバリー新規参入補助金について。
- 5、小布施町学生支援給付金について。
- 6、小布施町商工業者店舗等賃借料補助金について。
- 7、小布施町プレミアム商品券について。
- 8、小布施町スーパープレミアム商品券について。
- 9、タブレット端末について。
- 10、テレワークやオンライン行事の開催について。
- 11、感染拡大対策について。
- 12、新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言について。
- 13、PCR検査体制の拡充について。

以上、13項目について伺います。

1点目として、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する町税の徴収猶予制度について。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間、1か月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少している方に対して、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する個人住民税、地方法人税、固定資産税、軽自動車税など、ほぼ全ての品目が対象となり猶予されます。これは、納付期限を先延ばしするだけで減免されるものではありません。新型コロナウイルスの終息が見えない中、納期を延期するだけでいいのか、見解を伺います。

2点目として、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について。

令和2年2月から10月までの任期の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べて減少している中小事業者に対し、50%以上減少している場合、全額軽減、30%以上減少している場合、2分の1軽減となるものであります。これについて単年度のものなのか、継続していくものか、伺います。また、町全体の減額総額をどのくらいに見込んでいるのか、伺います。

3点目として、国民健康保険税の減免について。

新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の事業収入や給与収入の減少が見込まれ、一定の条件が該当する世帯に対し、10分の2から段階的に全額まで減額されるものでありますが、町全体の減額総額をどのくらい見込んでいるのか、伺います。

4点目として、小布施町テイクアウト・デリバリー新規参入補助金について。

新型コロナウイルス感染症の影響で減少した売上げを補填する方策として、テイクアウト・デリバリー事業に新規に参入した個人事業主や中小企業者に対して、事業実施に要した経費の一部を補助するものであり、令和2年3月1日以降6月30日を期限として補助金を出したものでありますが、総額は幾らだったのか。また、その成果についてどのように分析しているのか、お伺いいたします。

5点目として、小布施町学生支援給付金について。

新型コロナウイルス感染拡大により、アルバイト収入の減少や帰省自粛などの影響を受けている学生の生活を支援するため、支援給付金1人5万円を支給し、予算総額1,000万円、200人分であり、予算補正を議会でも承認したものであります。申請期間は11月2日から令和3年1月29日までですが、申請されたものから順次スピーディーに支給されるよう願うも

のであります。申請開始から1か月たちますが、その進捗状況についてお伺いいたします。また、県外居住の生徒だけを対象としていますが、自宅以外の県内居住の学生も対象にすべきと考えます。例えば、信州大学は松本、上田にもあり、そのほか短期大学、私立大学、専門学校、看護学校等、県内には多数あり、学生たちが不便な生活を強いられています。見解を伺います。

6点目として、小布施町商工業者店舗等賃借料補助金について。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上げが減少したことにより、事業の運営に支障が生じている中小企業者に対して、事業の継続を支援するため事業所等の賃借料の一部を補助するものでありますが、第一弾、第2弾の成果について、また、今後の方針についてお伺いいたします。

7点目として、小布施町プレミアム商品券について。

プレミアム商品券は、経済対策と生活支援という二面を支えるものであり、有効な施策であると考えます。商品券は完売し、12月31日までの使用期間であり、取扱加盟店は8月27日で137店舗でありました。大型店、大型店以外の店舗、飲食店の商品券回収割合は現在どのくらいか。その成果をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

8点目として、小布施町スーパープレミアム商品券（第2弾）について。

12月12日から令和3年2月28日までの使用期間で、発行額1億5,000万円、うちプレミアム分5,000万円というものであり、加盟店をさらに拡大募集していますが、加盟店は総数何店舗になったのか。第一弾に対する評価を第2弾ではどのように反映させたのか、伺います。また、県内を見ても売れ残る事例があったり、須坂市や伊那市のように買えない人が続出し、不公平に不満の声が出たりしています。長野市では上限5万円にしていたものが、応募が多く上限を1万5,000円に減らしましたが、減らしたことによる不満の声が出ています。小布施町では1人2セットまでとじていますが、5,000人分しか買えないこととなります。12月12日から販売開始になりますが、不公平にならないような方法についてお伺いいたします。

9点目として、タブレット端末について。

タブレット端末を小・中学校で1人1台、小学校630台、中学校320台、タブレット端末だけで総額4,200万円の予算補正をし、今議会で契約の承認を議決したところでありますが、ハード面としての本体、学校の環境整備、家庭の環境整備等とソフト面としての生徒、父兄の知識、指導者の能力育成等、その進捗状況について伺います。また、タブレットにすることにより学力の格差が広がるおそれがありますが、見解を伺います。また、先月15日の小学

校の感染確認を受け休校となりましたが、オンライン授業の必要性を改めて実感したものであります。オンライン授業をハード面、ソフト面の環境の整備をしながら同時進行で早急に進めるべきですが、見解をお伺いします。

10点目として、テレワークやオンラインでの行事開催について。

新型コロナウイルス感染拡大の中、役場でもテレワークやオンライン行事の開催など検討する必要があると考えます。人口減少時代における労働力人口の確保や職員のワークライフバランスを実現する等の観点からも、テレワークやオンラインサービスは効果的であります。オンラインサービスが充実すれば、役場に来なくてもそのサービスが受けられます。オンライン会議なども推進すべきです。役場職員もいつ新型コロナウイルスに感染するかもしれません。見解を伺います。

11点目として、感染拡大対策について。

感染者過去最多数を更新し続ける中、さらに対策を強化する必要があります。特に、飲食店等ではマスクをして入店してください等の貼り紙をすることを町が指導すべきです。一部では実行していますが、ない店舗も見受けられます。また、非接触型検温器や消毒液足踏み装置等の無料貸出しを検討してはいかがか、見解をお伺いします。長野市内においては飲食店でのクラスターが発生しましたが、小布施町においてはそのようなことが起きないようにどのような対策をしていくのか、お伺いいたします。

12点目として、新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言について。

新型コロナウイルス感染症に伴う不当な差別や偏見、誹謗中傷等が社会問題となっております。小布施町でも3人の感染者が出ましたが、小布施町では感染症を理由とした不当な差別などを絶対に許さない社会の実現に取り組むため、新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言を政策立案常任委員会の委員会提案として10月議会で決議いたしました。これに対する町の対応と見解を伺います。また、誹謗中傷を防止する方法としてどのような対策をしていくのか、伺います。11月17日には小布施町LINEとホームページでタイミングよく公表していただき、20日には宣言文書のチラシを全戸配布していただきました。感謝申し上げます。

13点目として、PCR検査体制の拡充について。

小布施町でも3人の感染者が出ています。感染拡大を防ぐためには、誰でも、いつでも、何度でもPCR検査をできる体制づくりが必要と考えますが、PCR検査体制の拡充など、今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について町の見解をお伺いいたします。また、

小布施町を含む長野広域圏と北信広域圏がレベル4に上がりました。レベル4は感染が拡大しつつあり警戒が必要な状態であり、ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保の状態であります。経済対策を優先するのか、感染拡大対策を優先するのか、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

〔財務課長 中條明則君登壇〕

○財務課長（中條明則君） おはようございます。

それでは、大島孝司議員のご質問、1番から3番目のご質問について私のほうでご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の質問でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として終息の気配を見せず、我が町においても感染者が報告されるなど予断の許さない状況が続いております。感染された方にお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する町税の納税緩和制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、町では、新型コロナウイルス感染症により売上げ等が急減し、納税資力が低下している納税者に対し、地方税法、町税条例により、納税緩和措置として徴収の猶予による延納を実施しております。

徴収の猶予につきましては、税金の支払期日を最大1年間延ばすことで、納税が困難な方の事業の継続または生活の維持をしていただき、資力が回復次第納税いただくことを目的とし、従来からの徴収猶予制度から担保徴収を不要とし、延滞金を全額免除するなど、制度を活用しやすく、また、納税者に負担がかからないようにしており、納税相談があった際には迅速かつ柔軟に対応しているところでございます。また、その他、納税緩和制度といたしまして税金の減免等がございます。

議員からのご質問の趣旨は、徴収の猶予だけではなく、減免等を検討してはとのことだと存じます。町税の減免につきましては、小布施町税条例により税目ごとに規定を定めていますが、多くは天災、その他特別な事業が生じたことにより税を軽減する必要がある者、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者、その他特別な事情がある者に限り減免することができると定められています。基本的には、徴収の猶予により納付期限の延長を行っても、なお納税が困難であると認められる、真に担税力が薄弱な場合に限り適用されることとされ

ています。担税力とは税金を負担する能力であり、担税力を示すものとしては所得、消費、資産が挙げられますが、それぞれの納税者により状況が異なるため、徴収猶予の措置を行ってもなお納税が困難である場合には、個別に対応してまいりたいと考えております。

なお、税の減免制度においては、他の納税者から見ても納得が得られ、税の公平性が保たれる必要があるため、極めて限られたケースに適用されるべきものと考えております。今後とも、法の厳格な解釈に基づいて適正に執行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置についてでございます。

今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営状況に、経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減することを目的とし、議員ご指摘のとおり、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している事業所は2分の1に、50%以上減少している事業所はゼロに、それぞれ令和3年度の固定資産税を軽減するものです。なお、この措置による固定資産税の減収分については、全額国費で補填されることとなっております。議員ご質問の軽減の対象となる年度につきましては、地方税法、町税条例により令和3年度の課税分に限定しており、現在のところ令和4年度以降継続する予定はございません。

また、減額総額の見込みですが、町内の事業所で事業用家屋及び償却資産に関わる固定資産税納税額上位となる事業所20社に軽減申請の有無を確認したところ、約8割の事業所が軽減申請をするとのことをご回答をいただきました。これら納税額が上位の事業所の納税額を勘案し、減額総額を予想しますと、事業用家屋は2,000万円、償却資産は1,000万円、合わせて3,000万円の減収となることが見込まれます。

なお、令和3年度の小布施町の事業用家屋に係る固定資産税見込額は約9,000万円、償却資産については約4,000万円を見込みますので、合わせた税額1億3,000万円に対し3,000万円の減額となり、町内の事業用固定資産税総額につきましては約23%の減少を見込むこととなります。また、町全体の固定資産税見込額4億9,000万円に対しましては、6.1%の減額率となります。

次に、国民健康保険税の減免についてでございます。

今回の国民健康保険税の減免につきましては、令和2年4月7日に閣議決定された新型コ

コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険税等の免除を行うと定められたことに基づくものであり、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合または感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合に、保険税の一部または全額が減免されるものです。なお、この措置により保険税の減免を行った場合、その全額を財政支援されることとなっております。

減免する国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する保険税が対象となります。なお、現在軽減となっている保険税は117万7,300円ですが、今後の社会情勢により申請が増加することも想定されます。いずれにいたしましても、納税者より相談があった際は、迅速かつ柔軟に対応してまいります。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） おはようございます。

それでは私から、4番、小布施町テイクアウト・デリバリー新規参入補助金、また、6番、小布施町商工業者店舗等賃借料補助金、10番、テレワーク、オンラインでの行事開催についての3点について回答させていただきます。

まず、最初の小布施町テイクアウト・デリバリー新規参入補助金についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響で減少した売上げを補填する方策として、テイクアウト・デリバリー事業に新規に参入した事業者に対して、令和2年3月1日以降6月30日を期限として、事業実施に要した経費のうち上限額を10万円として補助金を交付するものです。9月30日までを申請期限としており、交付した事業者数は11事業者で、総額は約83万円となっております。

苦しい状況でも前向きに新たな事業展開に挑戦する事業者を応援したいとの思いから実施した事業ではありますが、実際に補助金を利用した事業者の方からの声として、周辺市町村では同様の支援を行っているところが少なかったようなので、こういった支援を行ってもらって助かった。新たにテイクアウト・デリバリー事業を始めたことで、これがきっかけとなり、今まではお店を利用していただけだったことのなかった新たな顧客の獲得につながった。大きな収入となったので、これから諦めずに取り返していきたいとの声をいただいております。

支援ではありますが、効果的な事業者支援につながったものと考えております。

続きまして、6番の小布施町商工業者店舗等賃借料補助金についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響で売上げが減少したことにより、事業の運営に支障を生じている中小企業者に対して事業の継続を支援することを目的に、指定期間において事業実施に必要な事業者が要する賃料相当額に対し、上限額を20万円として補助金を交付させていただくものです。

第一弾につきましては、令和2年3月から5月のいずれかの月の売上げが対前年同月比20%以上減少した中小事業者に対し、3月から5月の店舗等の賃借料の3分の1を補助するもので、申請受付期間は7月10日から9月30日までとしておりました。この間に申請いただき交付した事業者は40事業者で、総額は約364万円となっております。同様の事業を行っている他の市町村と比べまして、できる限り対象となる受給要件を緩和したこともあり、経済活動が停滞し、苦しい状況にある町内の事業者の幅広い事業継続支援になったものと考えております。また、継続した支援の必要性から、第2弾として対象期間を6月から8月に変更し、こちらは11月2日から12月25日まで申請を受け付けているところです。

秋以降は観光客は戻り、経済活動も回復の兆しが見えつつあったところですが、現在新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に再拡大しており、当町においても消費の落ち込みが懸念されます。今後の方針につきましては、日々刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の拡大状況、経済動向を踏まえた上で総合的に判断してまいります。

続きまして、10番、テレワーク、オンラインでの行事開催についてです。

まず、役場でのオンラインの環境整備についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大後、それまで対面で行われていた多くの会議がリモートでの開催となり、オンラインでの環境整備が急務となっています。そのような中で、現在は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、会議室に大画面のディスプレイやカメラの設置を行うなど、役場のオンライン環境の整備を図っているところです。

テレワークについてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大後、必要性は認識しているながらも、テレワークを実施するための国の示す個人情報保護などのセキュリティ要件が厳しいこと、また、自治体単独でテレワークシステムを導入しようとするると費用が高額となることなどから導入できずにいたのが現状でございます。そのような中でありますが、現在は国の地方公共団体情報システム機構が行っております自治体テレワーク推進実証実験の事業の公募に応募するなど、国の支援も活用させていただきながら、実験的にでもテレワークが行

えないか検討させていただいているところです。

実際の実施に当たりましては、役場では多くの職員の方が窓口業務を抱えているため、テレワークに適した業務が少ないこと、職員の貸与端末に十分な余裕がないため、自宅にセキュリティ要件を満たしたパソコンが設置されている必要があること、継続的にテレワークを実施していくためには、現状紙を前提としている決裁の電子化、業務を遂行するために必要な過去の参照文書を紙媒体だけでなく共有フォルダーにも格納し、テレワーク環境下でも閲覧できるようにすること、文書回覧の在り方など、仕事の業務フロー全体の見直しについて取り組む必要があることなど様々な課題があります。本格実施に当たって課題は山積しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が再拡大していくことも予想される中でありますので、まずは比較的窓口、現場対応が少ない総務企画部門の一部の職員を対象に試験的にでもテレワークの一部実施を始めていけないか、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、行事のオンライン化ですが、例えば官学連携の関係につきましては、慶応大学との共同研究では高校生たちが町の大人にオンラインでインタビューし、そこで聞いた話を基に、自分たちの将来について考えるおぶせ高校生編集室の活動、東大先端研との共同研究では、町内在住で首都圏や関西圏の大学に進学したものの、大学の所在地へ行くことができずにリモートで授業を行っている学生の皆さんに町内の現地調査に協力していただく新たな取組を始めるなど、首都圏や県外との往来がしにくい状況下でもオンラインに切り替えた事業実施を行っているところです。

その他の行事のオンライン化につきましては、個々の行事の性質によって対面で行ったほうがよいもの、オンラインで大体できるものがあるかと思われませんが、コロナ禍でできる限り人との接触を減らすことが求められている状況下でありますので、個々の事業ごとにオンラインでの代替可能かの検討を行っていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） それでは、大島議員の5番と9番と12番です、学生支援給付金、それからタブレット端末、それから新型コロナウイルス人権宣言、この3つについてお答えをしたいと思います。

まず、小布施町の学生支援給付金、進捗状況はどうか。それと、県外だけでなく県内居

住者も対象にすべきではということについてであります。

ご質問の小布施町学生支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりアルバイト収入の減少や帰省自粛の影響を受けている学生の皆さんの生活を応援するための給付金で、町議会10月会議において補正予算を認めていただいた後、11月2日から申請を受付1か月が経過しております。この間、ホームページや同報無線、それから町報などを通じて広報を行い、11月末時点で102件、510万円の申請を受け付けています。申請は月ごとにまとめて、翌月中には給付できるように現在事務を進めております。

なお、県内の大学等へも親元を離れて通われている学生の皆さんが大勢いらっしゃることは承知をしております。しかし、4月の初めには東京都を含む7都道府県に緊急事態宣言が発令され、その後4月16日には全都道府県に拡大され、不要不急の帰省など、都道府県をまたいで人が移動することが規制されたことにより、特に県外に居住している学生の皆さんは自宅に帰りたくても帰ってこられないという状況下にありました。このような物理的、社会的に実家から離れて、県外で不安な毎日を過ごされて心細い思いをされた学生の皆さんを応援したいとの思いから支援金を給付するもので、今回は県外の学生の皆さんに限らせていただきたいと考えております。

次に、9番目のタブレット端末のハード面、本体、学校の環境整備、家庭の環境整備、ソフト面、使用者、父兄の知識、指導者の能力育成など進捗状況は。これに伴う学力の格差拡大への対応や休校時のオンライン授業の環境整備はということに対する答弁であります。

国が推奨する、いわゆるG I G Aスクール構想は、児童・生徒に対して1人1台の端末と学校への高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備して、多様な子供たちに最適化された創造性を育む教育を実現しようとするものであります。当初は令和5年度までに順次環境を整えていくという計画でありましたが、コロナ禍において学校休業によるオンライン授業などICT活用の必要性の高まりから、国ではこの補助を前倒して実施することになりました。

これを受けて、町においても小・中学校との協議を進めつつ、タブレット端末については5月会議で、それから、学校の通信ネットワークにつきましては8月会議で補正予算をお願いし、今年度実施することにいたしました。タブレット端末に関しましては、小・中学校との協議の中で使い勝手のよさやソフトウェアの充実度などからi P a dを選択して、長野県市町村自治振興組合による共同調達に参加いたしました。この自治振興組合による一般競争入札により、落札業者が決定して細部の仕様が定まりましたので、本会議初日、最初の日に

契約の議決をお願いし、認めていただきました。今後、端末の設定などさらなる調整を行い、来年1月中の納期を目指しています。本体には、キーボード、またケースが附属しておりますけれども、それ以外のオプション、例えば、既存の各教室についておりますプロジェクター等への接続機器やiPad対応のタッチペンなどの有効性について今検討し、3月期にはまず教員が手に取って使い始められるようにしてまいります。

学校の通信ネットワークの整備に関しましては、各教室への無線アクセスポイントや充電保管庫の設置、ネットワークに接続するための端末の設定などが主な内容ですが、こちらも仕様が固まってきましたので、年内に業者選定を行い、3月までに整備が完了する予定であります。

また、児童・生徒がタブレット端末を家庭にも持ち帰るということを想定しております。家庭学習や、それから突発的な臨時休校にも対応できるよう、インターネット環境がないという家庭には町施設のフリーWi-Fiを利用してもらったり、通信費は保護者に負担いただくこととなりますが、お貸しできるモバイルルーターを用意したいと考えております。

授業や学習で使用するソフトウェアや具体的な活用方法は、現在、他市町村の先進事例などを参考に小・中学校と協議し、検討を進めている最中であります。今後の課題としては、使用する教員の知識やスキルの向上、児童・生徒や保護者の理解などであります。これにつきましては、専門家の力も借りて年度末までには一定のレベルまで高める予定であります。4月以降の来年度には、4月から本格運用をしてみたいと考えています。それと同時に、全ての子供たちの情報を正しく活用する能力や情報モラルの向上を念頭に学習も進め、情報格差が生まれないように配慮してまいります。

子どもたちのほうがすぐにタブレットに親しみ、いろんなことにチャレンジするということが想定されます。今後の突発的な学校の臨時休校等の遠隔授業、それから、不登校ぎみの児童・生徒とのやり取り、それから、特別な支援が必要な児童・生徒の指導というのの活動、様々な活用の可能性を探ってまいります。このように、タブレットを誰でもどこでも利用できるということにより、学力は全体的にレベルアップしていくものと考えております。

最後に、12番、新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言の決議に対する町の対応と見解ということについての答弁であります。

さきの10月会議において、政策立案常任委員会の提案により、議会として新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言を決議いただきました。新型コロナウイルス感染症をめぐる人権問題は全国各地で発生し、大きな社会問題になっています。議会としても新型コ

コロナウイルス感染症の人権問題にいち早く宣言を決議いただきましたことに対しては、町としてとてもありがたく、心強いものであります。感謝申し上げます。

さて、町としても、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題については、感染防止を呼びかける広報の中で、いつ誰でも感染し得るということを踏まえて、不当な扱いや言動を行わないということなどについてお願いをしてまいりました。加えて、8月から9月にかけて開催いただいた町政懇談会においても重ねてお願いをしてまいりました。また、11月に小布施町で1例目の感染者が確認された際には、ホームページ等による町長メッセージの中でも、感染者への誹謗中傷をしない旨のお願いをしてきました。

小・中学校では、緊急連絡網のオクレンジャーを活用して、同様に新型コロナウイルス感染症に対してのいじめや誹謗中傷などを行わないようにというお願いを何度もしてまいりました。自治会やコミュニティで行っている人権学習会においても、9月30日の中条自治会、11月27日の第6コミュニティでは新型コロナウイルス感染症に関する学習会を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷をなくすための啓発を進めているところであります。

今週の土曜日に開催予定の人権フェスティバルにおいても、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と併せて、新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見、いじめを許さず、風評被害を防ぎ、今こそ思いやりの心を大切にすることを誓う場として開催したいと考えています。

町としても、議会の宣言に賛同し、不当な差別などを絶対に許さない社会の実現のため今後も取組を進めてまいります。このようなときこそ地域のつながりを大切にして、私たち一人一人がお互いを思いやる心を持ち、互いを支え合い、この難局を町民一丸となって乗り越えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

〔産業振興課長 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長（富岡広記君） おはようございます。

私のほうからは、7番、プレミアム商品券について、8番、スーパープレミアム商品券について、11番の感染症拡大対策についてご答弁を申し上げさせていただきます。

まず、7番目のプレミアム商品券についてですが、7月4日から販売しましたプレミアム商品券第一弾については、ご承知のとおり1万円で1万3,000円、1枚が500円券の商品券の

購入できるもので、町商工会に事業を委託し、約2か月後の9月1日に5,000セット、総枚数でいくと13万枚になりますが、完売しております。商品券が町内事業者に広く行き渡るよう、特に飲食店、お土産店にご利用いただけるよう、飲食店、お土産店のみで使用できるもの5,000円分、大型店以外の全ての店舗で使用できるものを5,000円分、大型店を含む全ての店舗で使用できるもの3,000円分の3セットとしました。利用期限は12月31日までとなっており、加盟店事業者は商工会に券を持ち込んでいただくと速やかに換金手続を進めております。

商品券の回収率ですが、11月30日現在でお答えいたしますと、現在取扱加盟店は141店舗、発行総数13万枚、現在までに利用されたプレミアム商品券総数は約10万枚、回収率で77%となっています。内訳ですが、飲食店、お土産店専用の利用は5万7,000枚、回収率で約44%となっています。飲食店、お土産店及び大型店舗以外の店舗での券は2万5,000枚、約19%、大型店を含む全ての利用できる券は1万9,000枚、約14%となっております。

効果をどのように分析しているかというご質問ですが、大勢の町民の皆様はこの事業の内容をご理解いただき、ご協力、購入をいただきました。飲食店、お土産店事業者の皆様からは、飲食店、お土産店専用プレミアム商品券は、会議や会合が激減し、飲食機会や店をご利用いただく場がなくなることを懸念していた中、本事業は大変助かった、ふだんご利用いただけない新規顧客の来店が多かった、ご家族での利用が増加したなどです。他の事業者の皆様からは、他市町村ではない、また、過去にない利用制限3種は複雑だったが、内容的によかったなどとお話をお聞きしております。また、商品券1枚は500円券にし、1,000円未満の支出の場合、例えば昼食などにも利用できますし、500円以上の現金支出は商品券が生み出す追加の消費もよい企画だったとお聞きしております。

利用者からは、内容的にはよかったのではないかと、町内事業所勤務の方にも利用できる拡大企画は、小布施で勤めていて僅かでも協力できてよかったなどと、この事業の様々なプラス効果を見せていると商工会と分析しております。

8番目のスーパープレミアム商品券についてでございます。

加盟店総数は何店舗か、プレミアム商品券第一弾に対する評価をスーパープレミアム商品券第2弾にどのように反映させたのか、不公平感がないようにどのように販売するのかのご質問ですが、スーパープレミアム商品券販売につきましても商工会に本事業を委託しております。商品券が早急に町内事業者に広く行き渡るように、商品券は大型店以外の全ての店舗で使用できるもの1万円分、大型店を含む全ての店舗で使用できるもの5,000円分の2種

類、1枚が1,000円券で15枚つづりのセットとなっております。利用制限は、令和3年2月28日となっております、約2か月半の利用期間となっております。

ご質問の加盟店総数は、11月30日現在で154店舗となっております。スーパープレミアム商品券第2弾につきましては、飲食店、お土産店専用枠を外し、加盟店にできるだけ早く行き渡ること、使用期間も短いこと、プレミアム商品券第一弾と併用期間があること、また、GoToトラベルなど様々な券が発行されていることを考え、年末という利用者の使い勝手も考慮した内容にしております。

不公平感のないようにどのように販売するのかということですが、前回のプレミアム商品券完売にはおおよそ2か月かかっております。その後、町内事業者にお勤めの方にも利用可能、さらに町民の方に再購入可能と徐々に販売枠を拡大してきております。今回のスーパープレミアム商品券第2弾は1万セットであり、前回のプレミアム商品券第一弾の5,000セットの2倍となっております。プレミアム商品券第一弾では、販売初日から2日間で約2,278セット、1週間で2,935セットの販売実績であり、今回のスーパープレミアム商品券第2弾は3倍のセット数を用意した計算になっています。商工会と様々な点で検討し、現在も企画を進めており、事業者に向けて経済対策を考えており、できるだけ早くこの券を完売し、町内事業者にスーパープレミアム商品券の事業効果が早々に現れるよう、発売日から利用できるよう進めたいと考えています。

また、販売所も3密を防ぐため北斎ホールで行い、初日は4か所に販売所を増やして販売をする予定となっております。いずれにせよ、この事業が新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる小布施町の経済の活性化、事業者の皆さんにとって新たなファンづくり、お得意様づくりのお役になることも期待し、商工会と連携し、進めてまいりたいと思っております。

11の感染拡大を防ぐために町が指導すべきではないか、感染症を防ぐ様々な備品を無償で貸し出してはどうかというご意見ですが、マスクをしてくださいなど町が指導すべきではないかとのご意見ですが、町でも新型コロナ感染症に対する注意喚起等は幾度も行っております。また、商工会からも事業者の皆様にも県などで出されている業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防徹底のお願いや新型コロナ対策推進宣言への積極的な参加、新型コロナ対策推進宣言のお店シールの貼り出しをお願いしております。

先日は、県より、事業所の皆様が自ら適切な感染予防の実施を宣言する新型コロナ対策推進宣言の店情報をスマートフォンなど見やすいマップ、地図データになりますが、にして提

供するサービスが始まり、マップを使っての店舗PRができるので、登録情報を商工会から各事業所へ情報提供いただいております。基本は、個々の事業所の皆さんが新型コロナ感染予防対策を取っていただくことが極めて重要で、一人一人、各事業所で継続した感染予防の取組が大切と考えております。

感染症予防器具の無料貸出しについてですが、お話ししたとおり、基本、事業所の皆様自身が感染症予防について対策をお願いしたいと考えております。業種各店舗において必要な備品類、また、設置場所や事業状況により、個々、また事業者ごとの差があります。また、お客様用、従業員用、生産場や作業用など、個々の事業者で利用方法や必要品など感染予防器具は多種多様となっしまい、各事業所で用意していただくことが現実的と考えております。器具機材等を町で貸し出すとのご提案ですが、現在のところ町では考えてはおりませんが、今後もできる限り事業所支援を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 益満健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 益満崇博君登壇〕

○健康福祉課長補佐（益満崇博君） おはようございます。

私のほうからは、最後のPCR検査体制の拡充など、今後の感染防止対策についてのご質問に対し、お答えをさせていただきます。

県では、季節性インフルエンザ流行期に備えた医療体制を整備するために、発熱患者等の診療やPCR検査または抗原検査による新型コロナウイルス検査を実施する診療検査医療機関を指定しております。11月末現在でございますが、この診療検査実施医療機関は県内537医療機関が指定をされておりまして、診療や検査を受けることができます。どこの医療機関で検査を受けることができるかにつきましては公表されてはおりませんが、これまで町からご案内させていただいていましたとおり、発熱等の風邪症状で体調が優れない場合は、まずはかかりつけ医に電話でご相談をしていただき、受診の際に医師が検査を必要とした場合、検査を実施している医療機関であればその医療機関で、また、検査をしていない医療機関であれば、検査を実施できる医療機関または外来検査センターへ紹介がされます。県においては、引き続き診療検査医療機関の拡充、また、強化を進めているところでございます。

今後の感染拡大防止対策につきましては、国や県の新型コロナウイルス感染症対応方針などに基つきまして、町として、先ほど富岡産業振興課長からの答弁がございましたように、事業所を含めて引き続き町民の皆様には感染防止策のご協力をお願いしてまいりたいと考え

てございます。

また、これから市町村の役割として実施していかなければならないことは新型コロナウイルスワクチンの予防接種となりますので、現在、国からの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱及び同実施要領などによりまして、予防接種の実施体制について準備を進めているところでございます。

私からの答弁は以上となります。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目として、タブレット端末について。

ただいまの答弁では、タブレット端末の納期が来年1月を見込んでいるというようなことでありました。今、全国的にこのタブレットというのが需要が高まって、供給が間に合わないというそんな状況の中、この小布施町では950台という数のタブレットを、これは一度には納入されないのではないかというふうに考えます。ある程度優先順位をつけて、小学校、中学校、先生、そういったようなものに優先順位をつけてやっていくふうになるのかと思いますが、その優先順位をどのようにしていくのか。また、その需要と供給のバランスを考えた場合、本当に1月を見込めるのかどうかということで再度質問いたします。

また、先日の委員会でも質問したのですが、ハード面、ソフト面において学校の環境整備、家庭の環境整備を早急に進めるべきであり、タブレットだけ間に合っても環境整備ができていなければ扱えない状況であります。それからまた、この環境整備が3月頃までにというようなただいまの答弁でしたけれども、また、指導者のスキルアップもその頃に間に合うのかどうかということをお伺いいたします。

2点目として、オンラインについてであります。

議会では、政策立案常任委員会主催でZ o o mのアプリを使ってオンライン会議の実証実験を行ったり、ペーパーレス議会講習会でオンライン講習会などを行ってきました。町ではどのようにオンラインに取り組んできたのか。先ほど官学協働の説明がありましたけれども、官学協働以外で事例を示して説明をお願いいたします。

3点目として、スーパープレミアム商品券についてであります。

ただいまの答弁では参加店が154店舗になったということですが、商工会会員数は300件あり、また、商工会員以外からも募集しているということでもあります。その割には数が少ないのではないかと思います。参加店が多いほど、利用する人にとっては魅力のある商品券にな

るわけであります。この少ない理由をどのように分析しているのか、お伺いいたします。また、人口1万人の町で5,000人分しか販売されない商品券についてであります。長野市では市民の6割が応募したとのことで、5万円の上限を1万5,000円まで下げ、また、この下げたことによって不満が出ましたけれども、小布施町では購入できなかった人に対しては追加して、希望者には全員配布できるようにすべきかと考えますが、見解を伺います。

4点目として、コロナ対策についてであります。

経済対策と感染拡大対策、これはもろ刃の剣のようなものであり、片方を押し出すと別の片方が崩れてしまうという状況にあります。バランスが大事ではないかと思えます。町としてはどちらを優先していくのか、お伺いいたします。

5点目として、学生支援給付金についてであります。県外に居住の学生にのみ限定するという、ただいまの答弁でありました。家を出てひとり暮らしをしている学生にとっては、県外も県内も同じです。親から見ても、親元を離れてひとり暮らししている子どもは県外も県内も同じであります。

また、ただいまの答弁では、県外に居住している学生の皆さんは帰りたくても帰ってこられない状況下にあるというようなお話でありましたが、帰省自粛ということで理由に挙げていますけれども、小布施町を含む長野広域圏、また、昨日、北信広域圏がレベル4になったわけであります。県内からでもこの長野広域圏、また北信広域圏への往来は避けるべき状況になってきているわけであります。帰省自粛という意味では県内、県外も同じであると思えます。県外、県内の境界線を外すべきであると思えますが、再度見解をお伺いいたします。

6点目として、町税の徴収猶予制度、また、固定資産税の軽減措置、国保税の減免、また、その他のこういった施策ですが、これに該当する町民の皆さんにはどのように知らせているのか、周知の方法について今後どのように対応していくか、きめ細かな行政サービスが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 再質問の第1点目にタブレットのことがありました。

このタブレットにつきましては、3年間で完備するということが一挙に1年間で完備すると、こういうふうにならざるを得ない状況になってしまいました。よって、言われるようにタブレットの納入業者が台数がもう間に合わないと、あるいは環境整備の業者も、全ての学校で今工事をやるという状況になってしまったので、こちらもなかなか間に合わないという状況であります。よって、私どももこの950台のタブレットを単独で発注したほうがいいのか、単独

ではなくて共同のほうがいいのか、どちらのほうが多いのかということはもちろん考えて、長野県内でも大きな市、例えば長野市、松本市みたいなところは単独で交渉しております。これは台数が何万台とこういうふうになるわけなので、当然その業者との交渉で優位性があると。私どもは単独では950台とこういうことですので、県下の組合でまとめて発注するような格好になった。まとめて発注しますと、当然6,000台、7,000台、あるいは1万台とこういう台数になるので、それなりに業者のほうが多く対応してくれると、こういうことになりました。

それで、タブレットにつきましては、当初は12月の初旬頃に間に合うのではないかと、こういう業者のほうの意向でありました。されどなかなか今の状況下でそれが多少遅れあंबいになっていると、今の状況では1月の最初には納入できると、こういう今状況であります。大島議員のほうで、それは小分けにして、例えば先生用のを早くもらって、その後、子ども用のはまだ後でもいいじゃないのとこういうふうな話もありましたが、これも発注業者が小まめに分けて発注するというのはなかなか現実できないと、全国自治体も1,000幾つもありますので、それをまた幾つかに分けてまた発注するというのも実務上なかなか困難なので、950台は一括納入をされます。

一括納入されたその機器について、今度はそれぞれの機器が稼働できるように設定作業をしなければならないわけですが、これについては先生用を先に設定いたします。ですから、先生用のほうのタブレットは1月の初旬頃から多分使えるようになります。Wi-Fiの機能も学校の一部には入っておりますので、先生が勉強していく、あるいは指導を受けていくということはできます。ですから、その先生が1月から指導を受け、どういうふうに授業をやっていくんだ、どういうソフトを使っていくんだということの勉強はしながら、今度は子ども用のタブレットの設定や、あるいは環境整備を一緒に重ねてまいります。環境整備のほうも、ほぼ業者はできる業者が限られているので、この業者だなという思いはありますが、まだ細部は詰まっておりますので、議会にまだお願いできていない状況ですが、当然4月からは全部のタブレットを稼働すると、こういうことですから、遅くとも3月末までには必ず環境整備はできると、こういうふうに今進んでおります。

それからあとは、途中で若干変更になっておりまして、かつては児童・生徒の台数と教室の数とこういうふうに使っていたのですが、950台はそういう設定なのでありますが、先生がいつも常時持っていなければ、なかなか先生のほうの技能が高まっていけないのではないかと、先生にも1人1台持ってもらおうと、こういうふうに最近変更いたしました。

た。よって、多少台数が三、四十台増えるのですけれども、これについては春までには間に合うと、こういうことになっています。それから、子どもにも1人1台持たせるのですが、おうちにも持っていくと、こういうことになるので、中には壊れるということも想定されます。壊れたときにすぐに使うものがないというのもこれも困るので、この辺の台数も多少今増やそうということで、都合50台ぐらいは増やさなければならないと今は思っております。

それからあとは、学生支援給付金なのですけれども、大島議員が言われるように、確かに県内に自宅から通っていない学生がおいでになると、これは間違いありません。ただ、県内の場合は県内の往来というのは、ほとんど自粛がかかっておらないという状況でずっと推移してまいりました。ですから、松本から小布施へ帰ってくる、あるいは伊那から小布施へ帰ってくる、これは比較的自由でありました。県の境をまたいだ往来というのは、自粛してもらおうとこうなっておりましたので、東京からは全く帰ってこられない、あるいは東京へ親御さんが行くということも全くできないと、こういう状況であったということを加味して現在の給付金制度が創設されております。また、県内のほうも移動が長い間自粛がかかってしまうということになりましたら、もう一度また考えてみたいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、私のほうからオンラインの町の取組について、具体的にというところで回答させていただきます。

現在の町の取組でございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、オンラインでの会議で使用できる大画面のディスプレイの設置であったり、カメラを準備するなど、環境整備に取り組ませていただいたというところでございまして、町の行事一般についてオンライン化を実現したというところまでは至っていないのが現状であります。これからの課題としまして、当然ハード面でのパソコンであったり、そういったオンラインでの行事を実施するに当たっての機器の整備なども必要になってくると思っております。

また、先ほどからタブレットのところでもお話に出ておりますが、実際のソフト面で、職員の方の中にもこういったオンラインの対応で得意な方と苦手な方といらっしゃるようで、実際にやろうとした際に得意な方に作業が集中してしまっていて、なかなか大変になってしまうというような状況がありますので、そういったところは町の内部でもそういうのを実施するためにはどういった手順があるのかなどといった講習会みたいな形を開いて、行く行くは行事もオンラインでやるのが当然といったような形になれるような方向性で一つ一つ課題を

解決していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 私のほうからは、スーパープレミアム商品券の関係の3点でございます。

まず、1点目の加盟店が少ないのではないかというようなお話でしたが、今回の加盟店につきましては、過去のプレミアム商品券関係の中では一番多い参加数になっております。加盟店の関係につきましては、商工会でも会員、非会員を問わずお声がけをしていただいて募集しておりますし、前回のプレミアム商品券第一弾の事業者の皆様には、そのまま第2弾にも加盟していただくようにも勧めていただいております。

また、加盟店に入っていない事業者の皆さんにつきましては、機械の部品ですとかパーツですとか、設備関係のものの事業者は加入はしておりませんが、このスーパープレミアム商品券が始まって途中からでも参加できるようにということで、商工会のほうでも積極的に声がけをいただいております。

2つ目の経済と感染防止、どちらかというようなお話もありましたが、私ども町としましては両立し、経済も大事ですし、感染防止も大事の中で進めてまいります。今回のスーパープレミアム商品券の販売につきましても、販売会場では感染予防対策をできる限り取ってまいります。購入されるお客様も感染予防をしてぜひおいでくださるようお願いしたいと考えております。

また、不公平感ということで、万が一買えない人が発生した場合というお話ですが、確かにプレミアム商品券の購入行動につきましては機運が高まっておりまして、大きな市では購入できないなど新聞報道等で報道はされております。町としましても、どのぐらい販売し、いつ売り切れるのかという話になりますと、正直分からないところではあります。全世帯が購入できるようにして、販売拡大していくのにも1か月ぐらいはかかってしまうということの中で、町は大型店舗も少ないこと、それから、あくまでもスーパープレミアム商品券は事業所支援であるということの中で、町の規模も小さくて、冬季に入る前に短期間で1億5,000万から1億8,000万ぐらいの経済効果をもたらすことを期待しております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、希望者にはいくようなお話もありましたが、できる限り、今のお話はまだ日付がありますので、商工会と煮詰めながら対策を講じてまいりたいと思っております。いずれにしましても、予算の枠、また、議員のご理解、ご協

力も賜りながらこのプレミアム商品券を進めていかなければなりませんので、希望者等々についてもまた煮詰めまして、議員のほうにご理解、お願いを申し上げたいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

○財務課長（中條明則君） それでは、大島議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、議員ご指摘のとおり、やはりこの税に対しての制度というのをきめ細かに周知していくということは、非常に私も重要なことだというふうに思っております。今までは同報無線、ホームページ、町報等、町報等については、ほかの経済策も併せた中で掲載しておったというふうに記憶をしておるのですが、今後につきましても、さらにまた積極的に同報無線等を活用しながらPRのほうを進めてまいりたいと、周知のほうを進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 先ほど議員ご質問の感染防止、経済、どちらが大切であるかというご質問でございます。

今現在、長野地域、それから、小布施町と隣接する北信地域につきましては、県の感染警戒レベルでは4の特別警報という状態というふうに認識しております。これは感染が拡大しつつありまして、特に警戒が必要な状態という位置づけでございます。さらにこれがレベル5に引き上がりますと県独自の非常事態宣言ということになりまして、顕著に拡大している状態ということで、外出の自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する休業等の要請を検討というふうに位置づけられてございます。

町としましては、今は感染対策を大切にいただきまして、町民の皆様には感染予防を励行していただき、その上で経済活動を継続していただくものと考えております。まずは、医療機関でコロナ対策に従事する医療者の皆さんの負担がこれ以上増えることがないような、そういった施策が進められるべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、学生支援給付金についてなのですけれども、学生支援給付金を決めた当初と、また

今の長野広域圏はもう半月も前からレベル4になった、あるいは北信広域圏が昨日からレベル4に上がったと、こういう状況が刻々と変化していく中で往来自粛、帰省自粛というのは遅かれやってくるものと思います。そういったものに対して、やはり県内居住の学生にも支給すべきかと思います。再度答弁をお願いしたいと思います。

また、タブレットについてであります。小学生、中学生全員に、また先生全員に950台というようなタブレットがあります。これをまた拡大して役場職員にも全員に1人1台ずつ、また、議会関係にも全員1台というような、そういうふうにも進めていってほしいと思いますが、見解をお伺いいたします。

また、プレミアム商品券についてであります。このプレミアム商品券は、前回のプレミアムのときは大型店、大型店以外の一般店、また飲食店という3種類でありました。それが今回のスーパープレミアムでは2種類にしたという、飲食店という枠を外したというこの辺の経緯についてお伺いいたします。また、前は500円券ということで大変使いやすかったわけですけれども、今回は1,000円券にしたというこの辺の経緯も説明をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 大島議員に申し上げます。

通告外の質問がありますので、それについては理事者のほうの考えで発言を許したいと思いますが、よろしいですか。

○9番（大島孝司君） はい、いいです。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいまの再々質問の第1点、県内で自宅以外から通っておられる学生についての支援金を拡充したらどうだと、こういうことであります。今後の推移を見ながら、これはやっぱり大変なんだと、こういう今状況になりつつありますけれども、もうちょっと様子を見て検討したいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長。

○産業振興課長（富岡広記君） 2点あります。まず、1点目の飲食店、お土産店を外したのとはということですが、第一弾では飲食店、お土産店に特化したといたしますか、飲食店、お土産店の事業者様を中心にとということでプレミアム商品券を発行しましたが、今回につきましては町全体の事業者を対象にして経済活性化支援ということで考えております。

また、500円券をなぜ1,000円券にしたかということなのですが、これにつきましても商工会等々と議論を重ねた中で、事業者側が総数で15万枚、前回のプレミアムが13万枚というこ

とで、あまりにも枚数が多くて事業者の負担がかなり大きいということで、今回は1,000円券が望ましいということで、1,000円券のほうにして発行させていただきたいということになっております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 2点目のご質問なのですが、役場1人1台のタブレットに関して、議会1人1台というような追加のご質問がありましたが、当初のタブレットの学校に関するご質問からは少し外れるご質問という部分もありますが、こちらに関しては、町としても役場庁舎内では少しずつタブレットというものをインターネットにつながる端末として数台導入をさせていただいたり、そういったことはさせていただいております。また、議会に関しても、運営の効率化であったりとか紙の削減、また、新型コロナウイルスとは別の目的の下で、こういったデジタル化のようなことというのは今後検討は必要な事項だというふうには認識しておりますが、こういったことについてはまた別途検討させていただいて、今回の枠組みとはまた違った形で議論させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良 幸 君

○議長（関 悦子君） 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番（関 良幸君） それでは、私のほうから、コロナ禍の中ではありますが、あえて遊休農地対策について伺います。

農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により、遊休農地となった土地は様々な問題が生じています。雑草が繁茂し、病害虫が発生したり、野ネズミや野生動物の巣となり、周囲の農作物の被害が起こったり、甚だしきは廃棄物の不法投棄の要因となり、家庭ごみや古タイヤなどが捨てられることが散見されます。特にリンゴや桃の木が抜根されずに放棄された農地は、腐らん病の伝染やシンクイムシの侵入など、近隣の農地へ大きな悪影響を及ぼしています。自らの土地を一生懸命手入れしても、近隣農地が荒れているので手に負えず、そ

の地で耕作するのを諦めようとしている方もおられると聞くこともあります。こうなると負の連鎖となってしまう、ますます遊休農地が増えてしまいます。

農業立町を標榜する小布施町としては、遊休農地の発生を未然に防止し、その解消を図ることは、農業の発展のためにも、美しい農村風景の保全を図るためにも大きな課題ではないかと考えます。そこで幾つか伺います。

まず、第1点目、第6次小布施町総合計画では、遊休農地解消の推進として、就農や規模拡大などで農地を希望する人と、農地を貸したい、売りたい人とをつなぐコーディネート機能を強化して遊休農地の解消に取り組み、農業生産力の維持拡大と美しい農村風景の保全に努めますとありますが、具体的施策として現時点ではどのような施策を考え、実行しているのでしょうか。

2点目、令和元年度事業実績及び主要施策成果説明書によりますと、農地法に規定する1号遊休農地、いわゆる不耕作の農地と2号遊休農地、いわゆる低利用の農地は、2年連続で減少しているとのことですが、減少の要因はどのように分析されているのでしょうか。

3点目、2014年に遊休農地を解消するために農林水産省が制度化した、農地を貸したい人と借りたい人との中間的受皿、農地中間管理機構、通称農地バンクは、長野県では長野県農業開発公社が担当していますが、この利用実績の把握をはじめとした公社との連携の実情はどのようなものなのでしょうか。

4点目、遊休農地を解消した一例としては、安曇野市や東御市や高山市ではワイン用ブドウを、松本市では農業生産法人がソバを、長野市芋井地区では青汁原料のケールや大豆を栽培し、遊休農地を再生させたり、未然防止に成功したとの報道がありました。これらの事例が即小布施町に適用できるかは分かりませんが、農業委員会を中心として、意欲的な若手農業経営者や優れたセンスを持つ地域おこし協力隊員を募るなどして、小布施町に適した遊休農地の有効活用を検討する場の創設は考えられないのでしょうか。

5点目、近隣農地耕作者の皆様への迷惑を考えると、遊休農地所有者の皆様にはある程度の負担をしていただくこともやむを得ないのではないかと考えます。例えば、近隣農地耕作者の皆さんが除草するときに遊休農地所有者の皆様には幾ばくかの報酬を負担していただき、一緒に除草してもらうなどの制度化は考えられないのでしょうか。

以上、見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、私から関議員の遊休農地対策のご質問に答弁申し上げます。

まず、（１）の遊休農地の解消等と、２の遊休農地減少の要因について併せてお答えを申し上げます。

町内の遊休農地面積は、平成29年度は16.5ヘクタール、平成30年度には14.6ヘクタール、さらに令和元年度には12.8ヘクタールと減少をしてきております。平成30年度から令和元年度にかけて1.8ヘクタールの減少となっております。これは単に遊休農地が減少しているということではなく、遊休農地の中でその状態が解消された面積が5.3ヘクタール、新たに発生した遊休農地が3.5ヘクタールございますので、その差が1.8ヘクタールということになっております。

町では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんが、毎年８月に町内の農地について農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行っておりまして遊休農地の把握に努めております。この農地パトロールの結果に基づきまして、遊休農地を所有する農家の方を11月下旬から12月上旬にかけて直接お伺いいたしまして、農地の利用意向調査を行っていただいているところであります。この際、農家の方に対して農地の除草をお願いしたり、農地を貸したい、売りたい、あるいは借りたい、買いたいなどの要望をお聞きしまして、町の農地バンクに登録をいただきまして、農地の貸手と借手をつないでおります。遊休農地が減少している原因は、こうした農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員の皆さんがこういった農地利用意向確認の際に、農地の適正管理について直接お願いをしているところであると思っております。

また、加えて町では、平成29年度から産業振興課に農地専門相談員を１人配置しております。この遊休農地を含め低利用な農地があり、引受け手を探している農家に対しまして、経営規模の拡大の意向をお持ちの農家や新規就農者等の借手を紹介するという活動を行っているところであります。

遊休農地の解消をさらに進めるためには、先ほど申し上げましたとおり、遊休農地の解消とともに新たな遊休農地の発生をいかに防ぐか、予防するかが大切であります。このため、担い手の育成、農地の集積化を進めることが具体的な施策と考えております。

なお、令和２年度の遊休農地の面積につきましては、パトロール直後の暫定値でございますが、12.1ヘクタールとなっております。前年度より0.7ヘクタール減少となる見込みであります。

次に、農業生産力の維持拡大等であります。

農業生産力の主な要素は、農地と労働力ということになってまいります。遊休農地の削減などによりまして農地の維持に努めるとともに、新規就農者の確保、就農支援に取り組んできているところであります。

また、農業の生産性を高めるために平成25年度から29年度にかけては、老朽化した水田の用水施設の更新、整備のため基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施しました。事業内容につきましては、老朽化した送水管の撤去と更新、電気設備と機械設備の交換整備であります。

また、平成30年度から令和4年度までの5年間を期間といたしまして、町の果樹地帯における井戸水を水源とする畑かんかんがい施設が老朽化していることから、松北地区畑かん施設改修工事といたしまして、揚水機の建屋、電気設備、加圧ポンプの整備更新を行っております。こういったことで内々果樹栽培に係る施設整備を行ってきているところであります。

次に、(3)の長野県農業開発公社、いわゆる中間管理機構のことについてお答えを申し上げます。

昨年度の実績につきましては、町からの情報提供に基づいて成立したものは、賃借が2件、売買が3件の計5件ということでありまして、あまり件数が多いのが現状であります。これは利用できる方が認定農業者などの担い手に限定されていること、農地の貸手と借手がそのとき決まっていないと公社もこういった事案を受けないこと、賃借や売買によって新たに増えた農地を含めて管理する農地が6,000平方メートル以上になることなどが、こういった条件があるためでございます。さらに、契約締結に約4か月を要し、手続が長期間に及ぶこともなかなか件数が増えない要因となっております。

しかしながら、この中間管理機構を利用した農地の売買には、所得税の特別控除や登録免許税の軽減などを受けることができますし、また、中間管理機構が農地の賃借契約をまとめ、賃借用の支払いを一括で行うなど、こういった経営の合理化をすることもできます。こうした利点もありますので、より積極的な活用に向けて、中間管理機構に対して先ほど申し上げた、例えば借手や買手の決めておく要件、こういったものをなくしていただけてなどを要望をいたしまして、さらなる連携強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、4番目の遊休農地の有効活用を検討する場の創設についてでございます。

今までも、町農業委員会や小布施土地改良区、JAながの小布施支所のリンゴ、桃、ブドウ等の各部会長の皆様、こういった農業関係の皆様にご集まいただきまして、農地の集積

や集約化、農業地域振興整備計画の見直し、小布施ブランド等について話をさせていただいております。昨年は、町の農業振興重点施策を議題として会議を開催しております。遊休農地の有効活用につきましても、現在こういった集まっていたいただいている皆さんに加えまして、若手の農業者の方、新規就農者を交えて、いわゆるオール小布施で話合いの場を設けていければと考えております。

また、町内だけにとどまらず、須高地区でも農業委員会協議会などの広域的な組織がございますので、町単独で考えるのではなく、広域的に情報交換等の連携を図る中で遊休農地の解消に努めていければと考えております。

続きまして、遊休農地を、その所有者が負担金を支払って隣接の農業者が除草を行う制度の提案についてでございます。

提案された制度、これをつくっていくためには、まず、農地を保有している人が管理を行えず、除草をほかの方に依頼したいと、そういう方と保有する農地に隣接する農地からこういった依頼があったときにこれを受託する人、それぞれの把握、登録を行い、次に両者をつなぐということが必要になってまいります。令和元年度における遊休農地は12.8ヘクタールでありまして、農地の所有者は個人であります。この個人には先ほど申し上げましたとおり、農業委員会等から遊休状態の解消に向けた働きかけをしております。除草のご希望のある方にはシルバー人材センター等の請負業者を紹介してございまして、具体的な内容は個々それぞれ両者で話し合っていて決めているところであります。

遊休農地の所有者が制度を利用していくには、遊休農地に隣接する場の所有者に除草作業受託の意思を確認する必要があります。この場合、やはり懸念されますのが遊休農地の所有者が除草の依頼をする意思があるのかどうかであります。この意思があるかどうかというのは実際にはなかなか分からないわけで、ないときには意思の確認の意味がなくなってしまうということがございますし、除草する意思があったとしても、それをいつの時期なのか、何年先か分からないという場合、やはり受けるほうもそれを受けますという意思表示をすることが非常に難しくなるのではないかと思います。

さらに、シルバー人材センターの場合は、どなたの依頼であっても1時間当たりの単価は同じですが、この場合、その費用については両者で話し合ってくださいこととなります。農業作業標準労賃、これは畑の除草については今、時間850円で決まっておりますが、遊休農地の場所の草の生え方ですとか、どんな機械を使用するかによってかかる時間とか費用も異なってきますので、町が統一した金額を示すのは難しく、幾らにするか

ということも個々の話合いになってくると非常に多くの課題があるかと思えます。

また、遊休農地にはなっていませんが、例えば近い将来耕作が難しく、除草を依頼するというような上での登録という可能性も考えられるのですが、ただ、こうした状態をよしとして登録するということになりますと、やはり基本的にはこうした状態を解消するのが町の農業施策の基本でありますので、こういう状態を町とすれば早めに解消して遊休農地にしないための施策、これにつなげていくことが基本だと考えております。

今申し上げましたとおり、なかなか制度の構築には多くの対応すべき課題があると思えますが、やはり遊休農地を減少させるにはいろいろな手段、方法があると思えます。今回のご提案につきましても、実際に農業に携わっている方、あるいは農業委員会等々の皆さんにお聞きして、そういった場を設けさせていただいて、ご意見等をお聞きしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関議員。

○3番（関 良幸君） 今、遊休農地減少の理由を幾つか挙げていただきましたが、農業委員会の皆様のご努力には大変大きなものがあると思えます。以前には、担当する地区の遊休農地を自ら除草していただいた方もおられたというようなことをお聞きしています。頭が下がる思いなのですが、好意にすぎているだけでは抜本的な問題解決にはならないと思えます。

今お話のあった農地バンクの施策などの広報を充実させたり、遊休農地の解消のための働きかけということなのですが、せめて耕作をやめたリンゴや桃の抜根などはもう少し、働きかけではなくても、指導というような状態にまですることが必要なのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、遊休農地の集積化を過去検討したとのことなのですが、この集積化を阻害する要因をどのように分析して具体的施策に落とし込んでいくのか、伺いたいというふうに思います。

3点目なのですが、遊休農地の防止策として、現在、遊休農地については固定資産税の減免が解除されていますが、解除されたとしても僅かな金額のため負担感が少なく、実質的には遊休農地減少にはつながっていないのではないかと考えます。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 遊休農地のまま放っておいて遊休農地がなくなる状態がある

ということで、議員ご指摘のとおり様々な弊害が出ているところでありまして、この指導についてはさらに強くやったらどうかということでございます。今のところ、先ほど申し上げましたとおり、農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員がお伺いして、その状態についての解消もお願いしておりますので、この点についてはさらに強くというか、何度も要望を重ねていく中でその弊害について説明して、どうしてもできない場合はその対応について、保持すること自体が難しければ、貸すのか、あるいは売ることというようなことも含めてですが、なかなか遊休農地の場合、結構状態的には難しい状態がございますので、そこら辺は難しい点はあるのですが、やはり保有はしていきたいがそのままということはいけませんので、そこははっきりさせていきたいと思っております。

また、遊休農地に対する税のお話があったのですが、実際は課税が固定資産税の強化というのは29年度から高まっておりまして、評価額が、そういう農地についてはいろいろな基準があるのですが、1.8倍にして、そういう農地に対しては、やはり放っておくとそれだけお金がかかりますよというそういう制度に変わってきておりまして、小布施町でもそういった土地が実は1カ所ありまして、そういった税の面でもそういった状態にしておく方は税金を頂くというようなことで、そういう制度に変わってきて、いろいろな面でそういった状態をなくすことは進めてきているところであります。

また、集積化についてなかなか進まない要因ですが、集積化については、人・農地プランですとか、農業基本構想の中で規定して進めているのですが、実際に集積化に向けた動きというのがなかなか進んでいないというような状態がございます。先ほど申し上げた、いわゆる畑かんの施設の整備について、これも5億円ほどかけて平成30年から令和4年度にかけて今行っている最中なのですが、この中の要件といたしましても、一定の集積化率をしていかなければ、国と県から5億円幾らかのうちの約8割近くが補助金に来るのですが、こういった問題も絡んでおりますので、今、実は町と土地改良区と話合いをして、土地改良区の総代さんも含めた中で集積化に向けた動きを本格的にやろうということで今詰めているところでありまして、集積化が進まないというか、集積化そのものについての取組が、こちらで言うのも変なのですが、なかなか進んでいなかったという現状もございますが、いろいろな補助金等の絡みもある中で、何とか集積化に向けて、町、土地改良区の皆さんと一体となって、早急に進めていくということで今準備を進めているところでございます。

最後の税の関係については、逆にこちらとしては課税強化という状況の中で考えておるのですが、軽減の関係についてはまたちょっとよく状況を調査して、軽減でいいのかというこ

ともありますので、そこは検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） それでは、午後一番となりますけれども、寺島ですが、よろしくお願
いいたします。

先ほど来よりも、新型コロナウイルス等々が中心として一般質問等が続いておりますけれども、こういった中で今回私のほうからは、こういう中にあっても逆境の打開に向けた新年度予算、そういった構築について改めて伺いたいと思っております。

こういった状況ですので、歳入並びに歳出、こういった困難さというのは予想以上かと思っています。例年以上というようなことかと思っています。特に歳入状況に関してですけれども、新型コロナによる経済活動、こういったものが著しく低迷をしているということは、この小布施町のみならず全国的な傾向でもある中で、収入の確保策、あるいは歳入不足というものが非常に懸念をされている、そんな状況にあるというのは皆さんご承知のとおりかと思っています。

一方、歳出面における事業執行についてですけれども、漫然と継続する事業、こういったものはないものというような形で承知をしております。各事業の全面的な洗い出しであったり、これから精査をしていく、そんな段階にあらうかと思っています。

小布施町については、レビュー作業といたしますか、その年度内において予算の事業の執行状況の精査だとか、洗い出しだとか、年度途中ではそういった作業は実際行われていないというようなことかと思えますけれども、今後といたしますか、来年度予算以降に向けた予算事業の編成に当たっては、必ずしもやはり費用対効果のみならず、事業の縮小もあつたり、あるいは廃止もあつたり、そういうような観点から大胆な予算の削減であつたり、めり張りのある予算構築というものが必要かなと考えてはいます。これは東京都知事ではないですけども、よく小池都知事はワイズスペンディングというような、横文字というか英語でおっしゃいますけれども、いわゆる賢い支出というものがやはりどこの自治体も求められている中、小布施町においてもぜひめり張りのある予算、そんな編成に努めていただければというような観点から今回質問させていただいているわけです。

具体的に質問の中身でありますけれども、2021年度予算についての編成方針並びに重点項目について伺います。

昨年も同時期にこの場で質問させていただいたこともあるわけですが、たまたまといたしますか、近隣の県庁所在地である長野市においては、10月8日付で記者会見というか新聞発表をしておられます。皆さんも読まれたかどうかですが、ちょっと若干長くはなりますけれども、こんな記載の仕方をしています。歳出の抑制については前例踏襲、それから守りの姿勢、こういったものに陥るなというようなことですか。それから、長野市では行政改革推進委員会、その下に部会を設けて、いわゆる事業の再評価というようなものを行っている。市有施設、例えば町でいうと町有施設、そういったものの新設、改修、そういったものについては総合管理計画、そういったものを踏まえながら統廃合を含めた再配置を行うというような厳しいといたしますか、縮減策を設けているようです。

一方、財源の確保、これはなかなかやっぱり行政面では難しいというか、非常に不得手な面かもしれませんけれども、長野市では各部局の市有財産の活用というようなことで、特にネーミングライツであつたり、有料広告であつたりというようなことで、ちりも積もればというようなことわざもありますけれども、そういったようなところの地道な収入の確保策、そんなようなことを記者発表されております。それからあとは、こういう施設の利用者負担、そういったものを見直し、そういったもの等々を挙げております。具体的には、長野市、今回の新型コロナウイルスの感染拡大、あるいは市民税の減少、そういったものを見込みながら、いわゆるシーリング、要求基準を設定しながら一般経費、対前年度8%縮減等々を打ち出していると。

ちなみに、長野県についても対前年5%減の要求条件であったりとかというような形で、具体的に数値を設けて全庁的に共有を図っていると、そんな状況にあるかと思えます。小布施町も、小布施町の住民の方にも直接影響するであろう地域発元気づくり支援金、こういったものがシーリングの対象になってしまっているということです。

大きく2番目として、これからはちょっと私からも提言といたしますか、考え方を披露させていただきますけれども、少子高齢化の中で安心・安全、これはもう当たり前の話かと承知はしていますけれども、安心・安全から一歩進めて、SDGsというのを皆さんもよくお聞きかと思えますけれども、サステナブル、持続可能なまちづくりとしてぜひ強力に進めていったらいかがでしょうかということです。

こういった現況のコロナ禍を奇禍とするというのも大変恐縮というか、そんな言い方ではありませんけれども、今回はそういったコロナ禍を奇禍としてICT等々を使って現状脱却を探る大きな機会、そういった戦術の一環になるのかなという形で考えております。

そこで具体的な提案というような形で申し上げたいのですけれども、1つ目は、菅首相も申し上げたとおり、2050年に温暖化ガス、これを2050年にはゼロにすると、ご承知かと思えますけれども、そんな宣言をされています。なかなか具体的な数値で今後10年、2030年に、あるいは2040年に小布施町としてどういった具体的な数値を立てていくのかというようなことも含めてではありますけれども。

まずは、再生可能エネルギーの地産地消、これについては小布施町もながの電力株式会社さんと地産地消というような提携を小布施町も結んではおりますけれども、そういった連携を中心にしながらでも結構ですが、CO₂削減につながるそういった運行のための町内交通システム、そういったようなものを大胆に取り入れていったらどうかということをやっと提案をさせていただいています。いわゆるデマンド型の乗合自動車、塩尻市でもそういったような形でデマンド型を運行したというようなことは地元の新聞にも出ておりましたけれども。そういった電気自動車、EVと言われる電気自動車、そういったものを行政というか町としてぜひ優先的に、できれば、これは大変不遜なというか、ずうずうしい言い方ではあるのですけれども、大手自動車メーカーでEVを得意としているそういったところもありますので、ぜひ町と無償譲渡といたしますか、無償貸与というような、そんなような方策ができるのかどうかはともかくとしても、そういったようなことを町内交通として生かしていくんだよと、小布施町もこういうような方向でいくんだよというようなことで、ぜひトライをしていただくのはいかがかなと考えています。よくJRさんで貨客混載というようなことで実証

している、新幹線で実証しているようなことも新聞報道等で報道されていますけれども、小布施町の農産物、そういったものの集配にしてもこういった電気自動車、デマンド型で対応していったらどうかというのが1つの提案でございます。

それから、2番目として、先ほど昼を食べながら某議員と話が出たのですけれども、ガラケーと言われる、旧式と言われる携帯ですか、これも3Gと言われるものが2020年の半ばにはもう終わるといようなことはメッセージとして伝えられておりますけれども、そんな中でぜひ地域情報ポータルサイト、こういったものを開設していったらどうかということです。皆さん町民の方はご利用されています小布施町のLINEサービス、これも私よく拝見をさせていただいております。

そんな中で私の1つの提案とすれば、町役場はスマホにありということですが、例えばこういうスマホの中に小布施町役場の全ての情報が入っていくとかいうことの中で、例えば大手のプラットフォームと言われるGAF Aというようなところの中で、皆さんはよくショッピングされることもあろうかと思うんです。その中であるものを買いましたと、例えば寺島がある物品を買いました。そうすると、その物品に関連するようなものが優先的に表示されますよね。そういったことがぜひ小布施町も一人一人の属性というのでしょうか、世代といいますか、年齢に応じてそういったものを優先表示をしていく、そんなものの仕組みの構築というようなものも考えられたらいかがでしょうかということです。例えば、私は60歳代ですが、60歳代相当のものとか、あるいは若い子育て世代の方についてはそういった子育て世代周辺の情報を優先的に表示をするとか、そういった一人一人の属性に応じた情報、これを優先表示をしていただく、そんなものの構築というものはいかがでしょうかという提案です。

それから、付随をして利便性向上のための各事業の構築ということで通告をさせていただいておりますけれども、例えば母子健康手帳、こういったものも電子化できるかと思えます、紙ベースではなく。そこではワクチン等々の接種履歴、そういったものがウェブ上で一覧として表示をできるというようなことも可能かと思えます。

それから、今、飯綱山のほうも大分白くなってきてはおりますけれども、去年は非常に雪は少なかったのですが、そういうときに限って、どか雪といいますか雪が降ったような場合、降雪した場合に除雪車のナビ、そういったものもその中に入れていったらいかがでしょうかということです。交通渋滞を起こすことなくして、今どのポイントに除雪車が入っているんだ。イメージとすれば、よく大都会というか大都市の中では、次のバスはいつ頃出るのだろうか

と、それがバスストップの中で表示ができると、あと数分たつとこのバス停に来るんだなみたいな、そういったアプリの構築、そんなものも可能ではないかなと考えております。

あと、こういった地域情報ポータルサイト、こういったものを受け取るに当たって、大手のキャリアではスマホ教室等々を開催していますけれども、町としても小布施町の情報でここを探ると、あるいはここをタッチをするとみたいなスマホのアプリ教室、そういったようなものも考えられたらいかがかと思います。

いずれにしても、こういったアプリ系統については、非常に個人情報保護というようなことの観点からいろいろ議論が当然出てくるかと思えます。匿名加工処理をしていくとか、オプトインでそれぞれユーザーが許可をしていくとか、そういったいろんな方策というものも考えられると思います。その辺は専門家の方々といろいろ協議をしながら構築をしていただけたら非常に助かるかな、ありがたいかなと考えております。

いずれにしても、こういったICT化、これを進めるに当たっては、小布施町民の方に知ってもらい、使って実感をしていただく、そういうようなことが非常に大切な点なのかなと思っています。よく町の見える化ということを行いますけれども、それがやはり住み続けたくなる町、自分一人一人がやっぱり大切にされている、そういった情報をそれぞれ町のほうから頂ける、そういったことが住み続けたく町として、ハード面だけでないソフト面からのアシストもぜひ考えていただければと思います。

今まではマス化、あるいはモータリゼーション、そういったようなものを今まではあったのですが、そういったもろさ、脆弱さというものは、ぜひそういうものを補完するためにも、できればといいますか、積極的な予算編成、そういったものを含めてスタートアップの年としていただければと思います。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

〔財務課長 中條明則君登壇〕

○財務課長（中條明則君） それでは、私のほうから寺島弘樹議員の1番目の質問についてお答えをさせていただきます。2021年度予算の編成方針及び重点項目ということでございます。

小布施町財務規則第9条により令和3年度の予算編成方針を定め、去る11月2日に係長以上の職員を対象に予算編成説明会を開催し、現在予算編成作業を進めておるところでございます。

令和3年度の予算編成は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする第6次小布施町総合計画に掲げられた基本計画を踏まえ、達成に向けた取組を具体化してまいりま

す。基本計画である出産、子育て、教育、健康、医療、福祉、学び、交流、文化、産業振興、移住・定住、環境、防災、インフラ、協働の推進、行財政改革の達成に向け、各分野のありたい姿、重点施策、達成目標との整合性を図った中で予算編成を進めてまいります。少子高齢化などによる扶助費をはじめとする社会保障費の増加や、公共施設の老朽化対策等に係る歳出の増加が見込まれます。日々変化を続ける社会情勢や町民の皆さんのニーズを的確に把握し、将来の町の姿を見据えた政策に重点的に操縦をするため、既存事業の必要性の検証や統廃合、見直しを進めるとともに、町施設の民間活力の導入、監査委員からの指摘事項、議会から提出されている令和3年度予算要望等を踏まえ、限られた財源により効果的な施策の運営を目指してまいります。

予算編成に当たり、消耗品など事務的な経費の削減については、前々から継続して取り組んでいるところです。平成31年度の予算編成からは係ごとに予算上限目標を定め、課、係ごとに十分話し合い、予算編成を進めるようお願いをしております。予算上限目標額については、町税の動向や交付税など、総務省の概算要求から額を予測し、財政調整基金の取崩し等も考慮し、歳入総額を定めております。

歳出については、前年度当初予算における1件100万円以上の単発的な経費を除いて歳出額を定めております。最終的には新規事業や臨時的経費が必要となり、予算上限目標額には収まっておりませんが、過去の状況から判断しますと、当初予算要求額がある程度精査されたものになってきていると思っています。当然、無駄なものについては省いていくという意識は職員の共通した認識でございます。今月から財務課長査定、来月1月からは副町長査定、同月下旬からは町長査定を予定しております。査定の中では、具体的に事務事業の必要性、重要度と緊急性の視点から査定し、内容によって当面は中止、先送り等と判断して歳出を削減していく予定ですが、歳入不足を解消するには至らないと想定されておりますので、財政調整基金とふるさと応援基金の取崩しによって、最終的には歳出のバランスを取って当初予算としてまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、私から町内交通システムの構築と導入について答弁申し上げます。

まず、小布施町における町内交通システムの構築のこれまでの経緯について述べさせてい

ただきますと、平成22年から25年にかけては、町内循環バスによる無償有償運行の実験運行、平成27年、28年には公共交通事業者の協力を得て乗合タクシーの運行、また、平成29年には高齢者と通勤・通学者へのアンケートの実施、平成30年には豊野シャトルの運行実験、お茶のみサロンでのヒアリングなど、様々な取組を継続的に実施し、検討を進めてきたところです。そのような中ではありますが、最終的には利用者の時間帯や便数などのニーズと価格面等での折り合いがつかず、現在、町内交通システムの本格的な導入には至っていないところです。

今年度は、アンケートの結果などから、実際に利用していただける可能性の高い公共交通の仕組みとして、お一人500円の負担をいただき、2週間に1回程度、二、三人の利用者を集めまして、目的地としてニーズが多かったスーパーマーケットまでの送迎運行を行う定時定路線の乗合タクシーの実証実験を行う予定でございました。実際に事業に協力していただく方にお声がけをさせていただきながら準備を進めさせていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、主に高齢者の方を対象とした事業であること、タクシー内はどうしても複数人が密集してしまうことから事業実施ができていない状況にあります。

平成21年から現在まで行っているタクシー利用助成金については、年々利用者が増加してきており、今後の財政負担の増加も懸念されるところであります。

また、先ほど議員のご質問の中でもありましたとおり、県内の自治体でも塩尻市などでは、のるーと塩尻というA I活用型のデマンドバスの実証実験を行っているところであります。そのような先進的な取組も参考にさせていただきながら、電気自動車の活用なども踏まえて、引き続き町内交通システムの構築と導入について検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、寺島議員からご質問いただきました（2）の②、③番、地域情報ポータルサイトの開設と、また、利便性向上のための各事業のそういったICTの活用に関してのご質問に対して答弁をさせていただきます。

まずもって、こういったICTを活用した新しい情報発信について、非常に前向きなご提案をいただきましたことに大変感謝を申し上げたいと思います。町としても、こういった取組というのは非常に必要だというふうに考えておまして、こういった方向性というものは同じくしているのかなというふうに考えております。

1つ目の地域情報ポータルサイトの開設についてのご提案ですが、議員ご指摘のとおり、スマートフォンの普及により誰もが手軽にインターネットに接続できる環境整備というものが既に進んでいる中で、今まで以上にこういったICTを活用した情報発信の重要性が高まってきているというふうに認識をしております。

また、町民の皆さんの視点に立てば、今回の質問の趣旨の中では公的な情報だけではなく、こういった住民の皆さんが主催になって行われるような、そういったイベント情報、地域の情報などについても一体的に知ることができる媒体が欲しい、そういった趣旨もあったかなというふうに思いますが、そういったニーズもあるというふうに捉えております。

町では、このような現状や町民ニーズを踏まえまして、一昨年に情報技術分野で専門的な知見を持つ方々にご参画いただく形で地域メディア研究会というものを立ち上げまして、情報発信に関する町民アンケート調査というものを実施しました。そういった中で町民の皆さんがそれぞれ必要な情報を得やすくするための情報発信の内容面であったりとか、また、その情報発信の手段、そういったところについての検討を進めてきたというような状況があります。

そういった検討を踏まえまして、一昨年には先ほど議員のほうからもありましたとおり、現在多くの方が利用していますLINEというサービスを活用した情報発信というものを開始しまして、今日現在で1,642名、そういった人数の方々を超える方にご登録をいただいているという状況になっております。ここでは、乳幼児健診の日程であったりとか、工事に伴い交通規制など生活に密着したような情報というものをはじめとしまして、最近ではコロナ関連の各種支援策、また、人権に関する宣言なども含めて、そういった情報も適宜登録している皆様に発信しているような状況になります。町公式フェイスブックやLINEなどでは、町民の皆さんが主催するイベントであっても、町が共催や後援をしているものについては、できる限り告知段階から情報発信を行うなど、町単独の情報だけではなく、いろいろな情報発信に努めてきているというようなところもあります。

また、昨年にはホームページのデザインを一新をさせていただきまして、3月より運用を開始しております、これは町民アンケートでホームページが非常に分かりにくいというご意見であったりとか、また、ホームページ閲覧者の過去の履歴というか分析をしましたところ、6割から7割がスマートフォン、またタブレットの利用者であったということで、パソコンから見の方よりもスマートフォンでこういったサイトを見るという方が非常に増えているという状況が分かりましたので、見やすいデザインとスマートフォン対応というものを進

めるために実施したのになります。

加えまして、今年度には、まだ実際の本格運用にはなかなか至っていないのですが、noteというブログ機能を持ったサービスを活用した小布施町公式noteというものを立ち上げておまして、今後本格的に運用していく予定になっております。こちらについては、主に小布施町外にお住まいで、小布施のことを気にかけていただいているような方、小布施ファンだというふうに公言していただいているような方を読者として想定しております。

今後、メールアドレスを登録できるような機能、そういったものもありますので、こういったものを追加しまして、登録した方には定期的にメールマガジンのような形で町からの旬な情報をお知らせすることで、また小布施に来たい、そういった観光客としての来訪であったりとか、ふるさと納税につなげるような、そういった動線を築いていきたいというふうに考えております。

なお、今ご紹介したようなLINEであるとかフェイスブック、また、noteというサービスは、既に現在でも日本国内で数千万人というような非常に多くの利用者がいるということと、あとは多くの場合無料で利用できるということで、新しく一からサービスを構築すると非常に費用面でも利用者の獲得にもなかなか時間がかかるのですが、そういったものをかなり効率的にできるという視点からこういったサービスの利用を選んでいるというところになります。

ご提案いただいた地域情報ポータルサイト、こういったものを独自につくっていくということについては、大変魅力的なご提案ではあるというふうに考えているのですが、具体的にこれを独自で実現していくということになりますと、現在小布施町でも観光のポータルサイトであったりとか、そういったものが民間、また、観光協会も含めて運営をされておまして、こういったサイトとのすみ分けをどうしていくのかという視点もありますし、また、先ほど議員からあったような人の属性に応じて出てくる情報が変わるようなシステム構築というふうになりますと、かなりの金額の構築費用というものがかかってきますので、初期費用であったりとか、継続的なメンテナンスの問題というものも出てきます。また、何よりも今、町役場でもちょっとずつ情報発信媒体を広げてきている中で、非常に広報係も含めてかなりリソースが割かれている部分はあるのですが、継続的に情報を更新していくための体制面であったりとか、その費用面などについてもかなり詳しく検討を進めていく必要があるというふうに考えておまして、なかなかすぐには実現することは難しいご提案だというふうに考えております。

町としては、これまでの経緯を踏まえまして、まずは現在既にある発信媒体、これもどんどん増やしてきている状況でもありますので、この活用方法や運用方法の改善というものを優先課題とさせていただきまして、特に今年度から本格的に運用しているホームページ、これはまだ見づらいというようなお声もありますので、この掲載情報の内容であるとか、あと、それぞれのライフステージに応じたカテゴリーみたいなものを設けているのですが、なかなかそれが見づらいというご指摘もありますので、その見直しを進めることで、より町民の皆様に活用される情報媒体に育てていくことに力を注いでいきたいというふうに考えております。

続きまして、利便性向上のための各事業の構築というところについてなのですけれども、こちらについてはできる限りいろいろな形で検討を進めていきたいというふうに考えております。ICTを活用した住民サービスの向上というものは重ねて大きな課題だというふうに認識しておりますし、ご提案いただいた具体例の中では、例えば学校情報の提供サービスということだと思いますと、小・中学校でオクレンジャーというアプリケーションを既に導入させていただいておりまして、一部提案を実現しているような例もあります。

町では、11月初旬からちょうど同じようなタイミングで、町職員を対象に、町民からの窓口や電話での相談件数の多い業務であったりとか、ICTの活用により町民サービスの向上につながる、そういった可能性のある業務についてのアンケート調査というものを内部で実施しておりまして、町民サービスの向上にICTをどのように活用できるのか、アプリケーションの導入なども含めて検討を進めております。

こういった技術の導入については、費用対効果を十分に検討する必要があるというふうに考えておりますが、いただいたご提案も含めて、今後の業務改善に向けた議論の中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、以上になります。

○議長（関悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） ただいまは、特に地域情報アプリの関係、ポータルサイトの関係については、丁寧なご回答、答弁をいただきましてありがとうございます。

財務課長のほうにちょっとお聞きをさせていただきたいと思うんですが、先ほど来、統廃合等々を含めて小布施町としても予算の削減に努めていらっしゃるということについては私も重々承知をしているつもりではあります。係ごとにそれぞれ予算上の目標といたしますか、上限を定めたというようなことも鋭意努力されていらっしゃるのかなと思うんです。これは

町全体として、職員一人一人にこれがきちんと伝わっているかと思うんですけども、やはり財務課はもう1年以上たちましたよね、財務課長として、やはりその中で具体的に数値目標を決めていただくということは非常に大切なのかなと、最初に数字ありきだけではないんですけども、例えば対前年何%というようなことで全職員それに向かっていくみたいな、その中にそういったものについて、ただただ削減だけではなくて、先ほど来申し上げましたけれども、めり張りある、新たなこういった事業を例えば長短でやっていこうとか、あるいは国・県とかこういった補助事業の中でこういったものについてやっていこうとか、そういった特別枠みたいな、町長枠であったり、財務課長枠であってもいいと思うんですが、そういったものに置換をして新たな事業をつくっていく。それがやっぱり職員のモチベーションにもつながっていくと思うんです。消耗品、削減しましょうという、それはもう当たり前前かと思うんですが。そんな中で、ぜひそういった工夫という余地がちょっと考えられないかどうか、再度答弁いただけますでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中條財務課長。

○財務課長（中條明則君） それでは、寺島議員の再質問に答弁させていただきます。

私どもは、前々から予算編成方針なりで掲げ、ちょっと前の話なんですけれども、消耗品対前年何%とか、そういう目標でずっとやってきて、なかなかもう各課で厳しいかなという状況のところまでは来ております。それで、今、シーリング目標を立てた中でも、例えば全体で31年度予算は6,500万だったかな、あと令和元年は2,500万ほどだったと思うんですが、全体の削減目標というのは当然ございました。

それで、今おっしゃられたように、その中で既存の事業を見直しながら新しい事業をやっていくというところに、やはりそういうところに各課長を中心にして話合いをしていただきながら、どうしても新規事業とかそういうものについては、査定の中で今回の当初予算に盛って実現可能かどうかとか、そういう判断をしながら予算査定をしておりますので、今までは逆に言うと、新規事業とか、そういう見直し事業の話合いの機会があまり持てる機会がなかったという感じに私は感じているのです。それを今回そういう係なら課の上限目標を設定したことによって、それに向かって職員が一丸となって予算編成に取り組んでいただくというような形が課でできているのではないかなというふうには思っております。また、その辺も査定の中でまた十分お話をお聞きしながら、慎重に進めていきたいというふうにご考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして1問質問をします。

コロナ禍におけるいじめなどの被害未然防止と生活苦対策は。

コロナ禍において、感染者や医療従事者、そして、その親族などに対するいじめや誹謗中傷が絶えないようです。これらの行為が犯罪であることを周知し、抑止効果を上げてはどうかということです。ただ、犯罪というだけでなく、具体的な犯罪名を取り上げることで抑止効果がより大きくなるのではという、その思いでの質問です。

例えば、刑法第208条、暴行罪、暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処すると。判例によると、暴行とは人の身体に対する不法な攻撃方法の一切をいい、その性質上、傷害の結果を惹起すべきものであることを要しないと。それから、刑法第222条、脅迫罪、身体、自由、名誉または財産に対し、害を加える旨を告知して人を脅迫した者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。刑法第223条、強要罪、第1項、生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、または暴行を用いて人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害した者は3年以下の懲役に処する。第3項では前2項の罪の未遂も罰するということです。刑法第230条、名誉毀損罪、公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処すると。刑法第231条、侮辱罪、事実を適示しなくても公然と人を侮辱した者は拘留または科料に処すると、判例によると、本罪は事実を適示しないで、公然人の社会的地位を軽蔑する自己の判断を發表することによって成立すると。

以上は個人に対するものですが、最近ニュースにもなりましたが、企業に対するものとしては、刑法第233条、信用毀損及び偽計業務妨害、虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて人の信用を毀損し、またはその業務を妨害した者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると。刑法第234条、威力業務妨害、威力を用いて業務を妨害した者も前条

の例によるなどが考えられます。

そこで質問ですが、①小布施町においても、感染が拡大する前に、いじめや誹謗中傷は犯罪になるということを周知して、事前防止をしてはどうかということですが、町のお考えを伺います。

②他の自治体で、誹謗中傷などがどのような犯罪になったか、情報がありましたら公表してください。

③取り上げた犯罪以外にはどのような罪が考えられるでしょうか。

次に、(2)セーフティーネット(安全網)としての生活保護制度について。

厚生労働省の発表によると、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めは、見込みを含めて、多い順に、製造業1万2,979人、飲食業1万445人、小売業9,378人、宿泊業8,614人、労働者派遣業4,944人と全体で6万9,130人とのことですが、直近では7万人を超えていると。そのうち長野県は1,406人、これは10月30日時点ですが、直近では1,507人というふうに報道されていますけれども。最近ワクチンが開発されたとの報道がありましたが、先行き不透明感は解消されたとは言えず、年末、年度末以降、行き詰まる事態が想定されています。このような状況下、生活保護申請は増加しているようですが、その捕捉率は2割前後と言われています。生活保護をより利用しやすい形、また、生活保護から漏れてしまう人々をどのように救済するかが問われる事態になりつつあると思われれます。

県内の3月ないし7月の生活保護申請件数は、前年同期比10%減の658件、決定件数は12%減の540件、決定率82%、現状は無利子20万円までの生活資金の緊急小口資金、3月から9月で7,153件や3か月最大の60万円借りられる総合支援資金3,599件などの利用で、生活保護の申請に至っていないのではないかと見られる一方で、貯蓄が尽きると申請が急増すると言われています。県健康福祉部の発表ですけれども。生活保護受給は恥だと思い、自分で何とかしなければと追い詰められる人も多いのではないかと推察されます。先日の捕捉率2割ということですが。

生活保護法第11条によると、生活保護の種類は、生活扶助、教育扶助、在宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の計8種類が掲げられています。

そこで質問ですけれども、自助・公助の考え方。まず自助、次に公助と考えるのか。あるいは公助と自助が重層的と考えるのか、見解をお聞きしたい。

②番、生活困窮者自立支援制度とはどのようなもので、町内での相談窓口や利用内容、制度利用者数はどのくらいか。

③番、町内の過去数年に遡っての生活保護申請件数と決定件数及び決定率、また、不決定の要因は何か。

生活保護法第25条第3項は、町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況になるときは、速やかに職権をもって第19条第6項（応急的処置として必要な保護を行うものとする）に規定する保護を行わなければならないと規定しています。過去に適用例はあったのでしょうか。また、どのような場合をもって急迫した事由とするのでしょうか。

憲法25条、生活保護法第3条にいうところの健康で文化的な最低限度の生活はどのようなものか、どのように考えておられるかということです。健康で文化的な最低限度の生活とは、抽象的、相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展、その他多数の不確定要素を総合考慮をして初めて決定できるということですがけれども、例えばエアコンの設置、軽自動車やスマートフォンの利用など、また、電気製品など町の現在受給者の生活水準について伺います。

最後、モデルケースとして、小・中学生の子供が一人ずついる無職のシングルマザー、扶養義務者とか養育費がない場合の扶助給付は、それぞれ幾らくらいになるのでしょうか。

以上。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員に質問をいたします。ただいま通告にありません内容が入っておりませんが。

○12番（渡辺建次君） それはいいです。

○議長（関 悦子君） よろしいですか。それでは、進めさせていただきます。

大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、渡辺議員のほうからありました（1）の①から③までの部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスに感染された方への差別や誹謗中傷については、既に連日テレビや新聞などで報道されておりますように、全国で、また、長野県内でも幾つかの事案というものが発生しているというふうに認識をしております。今回の新型コロナウイルス感染症によるものに限らず、あらゆる場面において人権を侵害するような行為というものは許されるものではなく、町としても感染された方への配慮や差別的な言動というものは絶対に許されるものではないという趣旨の広報をホームページや公式LINE、フェイスブック、紙媒体での

全戸配布など、あらゆる広報媒体を通じてこれまで訴えてまいったというようなところになります。

また、以前、一般質問のほうで竹内議員のほうからあったように、窓口の件の質問があったと思うんですが、そういった声も踏まえまして、10月の第8版からは、全戸配布の資料の中にそういった人権に関する問合せのお問合せ先というところを記載をさせていただいているというような状況にもあります。

議員のおっしゃる犯罪になることを周知する、そういった犯罪行為であるということを知るといことは、非常にインパクトがあるということで、こういった差別的な言動を事前に抑止するような、そういった側面もあろうかというふうに思います。しかしながら、新型コロナウイルスに関する差別行為や誹謗中傷については、町民の皆様の協力や心配りによって、現状においては町のほうでは特に深刻な事案が発生していないというふうに認識をしております。町としては犯罪を強調した抑止対策というよりも、感染された方に心を寄せていただくことを強調する形で情報発信を行っております。町、行政組織という組織の性格を考慮しますと、こういった発信方法を今後もこういうふうにつけていくことを考えておりますが、発信方法や内容については、今後の感染状況なども踏まえながら適宜見直しを図っていく所存です。

次に、ほかの自治体で誹謗中傷などの事案についてというようなお話だったと思いますが、町としては、他市町村における事案については、それがどのような犯罪になったのかということまでは詳細に把握しておりません。渡辺議員からもありましたとおり、一般論として、こういった差別行為や誹謗中傷に関しては、刑法上の名誉毀損罪や脅迫罪等々に当たるというふうに考えられます。また、長野県をはじめとして都道府県や他市町村では、こういった新型コロナウイルスに係る独自の条例、これは基本的な対策の手段なんかに関して定めた条例というものがメインではあるのですけれども、そういった条例の中の一つの条文として、こういった差別の禁止であるとか、誹謗中傷の禁止を記述した条例を制定しているところも複数ありますが、いずれも罰則規定というものを伴わない理念条例というよう形になっておりまして、いわゆる自治体独自で制定する条例に関しては罰則規定は現状ないものというふうに把握しております。

答弁は以上になります。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、私のほうから2点目のセーフティーネットとしての生活保護制度についてお答えいたします。

生活苦、生活保護に関しての自助・公助についてということでございます。

生活保護は、県の長野保健福祉事務所が保護の要否の判定を行っています。生活保護の必要や程度は、要保護者の衣食等、月々の経常的な生活需要の全てを満たすための費用として、当該世帯に認定した最低生活費と収入に関する申告及び調査で認定した収入との対比によって決定することとされています。また、その収入の認定においては月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3か月程度における収入額を標準として定めた額により、数か月もしくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは、長期間の観察の結果によりそれぞれ認定することと収入額認定の原則が示されています。したがって、生活保護の適用に当たっては、自助を原則として、ご本人の生活状況と収入状況を見極めることから始め、最低生活費に満たない収入とされた場合に公助として生活保護を適用し、被保護者が自己の生活の維持向上に努めるよう指導するものと考えております。

なお、生活苦としてご相談を受けたときは、現在のコロナ禍による一時的なものか、現在の就労状況などを聞き取りしながら、コロナ禍における収入減少に対する生活福祉資金、緊急小口資金や生活福祉資金の総合支援資金の貸付けや社協の暮らしの資金の活用をはじめ、まいさぼと連携して就労の支援など、他の法律または制度による補償、援助などが受けられないのかなどから総合的に判断をしつつ、できる限り自立的に生活が成り立つよう支援、対応してまいります。

次に、生活困窮者の自立支援制度についてです。

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講じることを目的として、現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で自立が見込まれる人を対象に生活困窮者自立支援制度が始まったと考えてございます。

この制度によりまして、ワンストップ型の相談支援拠点として長野県生活就労支援センター、まいさぼ信州と申しておりますが、と相談窓口としての健康福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、実施主体としての長野県が緊密に共同しまして、求職、就職、収入、生活費、ひきこもり、家族関係、人間関係、また、家賃やローンの支払い、仕事上の

悩み等の多岐にわたるお困り事に対し、7つの支援事業を行っております。

利用者については、令和2年度実績で自立相談支援13名、住宅確保給付金2世帯、就労準備支援事業1名、家計相談支援事業8名、就労訓練事業、該当はございません、生活困窮者の子どもの学習、該当はございません、一時生活支援事業、該当はございません、合計24件でございます。

3点目の生活保護法の支援決定などについてです。

生活保護による保護の決定は長野保健福祉事務所で決定しており、生活保護受給者は令和2年11月20日時点で6世帯です。生活保護の申請件数につきましては、平成28年度が2世帯、うち却下が1世帯ございました。平成29年度は申請がございません。平成30年度は1世帯ですが、これは他市からの移管によるものでございます。平成31年度は申請なし、令和2年度が1世帯です。決定件数は3件で、決定率は4分の3、75%ということになります。平成28年度の却下世帯につきましては、申請後の調査段階で所持金が最低生活費を上回っていたため却下になったものでございます。却下後すぐに就労を開始し、再申請には至りませんでした。平成29年、平成31年度は申請者がいませんが、生活保護の相談があった時点で長野保健福祉事務所に相談し、面談の場を設け、面談の状況によりまして長野県生活就労支援センター、まいさぼ信州とつなぎ、個別支援を行うことによって生活保護の申請に至っていないというふうに考えてございます。

次に、4点目の町長による第25条第3項の適用の関係でございます。

特に急迫した事由ということでございますが、単に生活が困窮しているだけでなく、生存が危うくされるとか、その他、社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合等をいうというふうに考えておりまして、生死に関わる重篤な状態で申請の意思を示せない場合などに適用されるものと考えます。

最後に、モデルケースということで、子どもが小学生、中学生、お母さんが無職というシングルマザーのご家庭では、小布施町の最低生活費は、母35歳、中学生14歳、小学生10歳と仮定しますと、世帯の援助額は17万2,210円ということになります。母子加算、児童養育加算などを含んでおります。また、11月から4月までは1万2,030円の冬季加算がありまして、18万4,240円という形になります。また、12月は状況によりまして期末一時扶助というものがございまして、20万3,000円ほどということになってございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三再質問させていただきます。

（1）に関してですけれども、確かに犯罪を周知するということはちょっと強いものがあるかなとは思いますが、深刻な事案が発生した場合に考えるようなことを答弁されていますけれども、深刻な事案とはどのようなものか。ですから、具体的に幾つかの犯罪名を挙げなくて、ただ犯罪になるんだよというようなことを挙げるだけでもいいのかなという感じがしなくもないです。なぜかという、被害者というのは二重に苦しむわけですよ。コロナにかかり、なおかつ誹謗中傷を受けるということですから、そういうことを考えれば多少はインパクトのある訴えをしてもいいのかなと、それが1点目です。

それから、2点目、町としてどのような犯罪になったかという事案について把握されていないという答弁ですけれども、町の優秀な職員の方の情報収集能力をもってすれば、一例とか二例ぐらいはせめて調査して情報発信してはどうかなと思うんですけれども、今この場ではいいですけれども。もしあれでしたら後で知らせてもらえればありがたいと思います。

次に、（2）に関しての再質問ですけれども、こんな言葉があるのです、申請主義は困っている人ほど救われないと、だから、本人が申請しないような場合、どのような人が申請を促しているのか、過去にはどのような例があったのか、それが3点目になりますか。最近の情報によれば、シングルマザー、シンママなんていいですが、4割以上が収入減で、最近の女性の自殺率が非常に高いということです。10月の例を挙げれば、去年同期比で40%以上増していて、20代や40代では去年の2倍になっていると、人数は2,158人という数字が出ていますけれども。もう1点は、申請してから受給できるまでの平均的な期間はどのくらいでしょうか。

以上、4点です。

○議長（関 悦子君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 再質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

2点です。ご質問がありまして、まず1点目、深刻な事案というものはどういうふうなものなのかというふうなお話だったかと思いますが、そもそもこういった犯罪行為というものに関わる事案というか、そういったものに関しては、町、行政というよりは、これは警察機関が当然動くべきものでありまして、警察がこういったものは深刻な事案である、まさに法を犯すような事案であるということで、捜査を行うような事案というものが発生するということがまさに深刻な事案であるというふうに認識をしております。町としてはそういったものが現状発生をしていないということもありますし、当然感染が拡大していく中で、イン

ターネットであったりとか、そういったものの中で、例えば怖いねとか、そういった非常に素朴な声が出ている部分はあるかというふうには思うんですけども、例えば、それが個人を攻撃したものであるとか、そういったものというのは全く町としてもそういったご相談も受けておりませんし、そういった動きがあるということも把握していないという中で、現状の中では、重ねてになりますけれども、議会で宣言をいただいたような形で、戦うべきはウイルスであってというようなところをしっかりと強調して、あまり犯罪行為であるというところを強く発信するというのは、行政機関としてはできる限り差し控えていきたいというふうにご考えているというところが1点目であります。

2点目の町職員としてのそういったほかの事例の把握ということでもありますけれども、当然ニュースレベルであったりとか、そういったことでは、ほかの市でそういったことがあったみたいなことは、詳しくではないのですけれども、一般的なレベルで職員も把握している部分もあるかもしれませんが、そもそも町としてこういった事案というものを把握をしてやっていくという性質のものではないというふうにご考えておりますので、どうかご理解をいただけたらというふうに思っております。

以上になります。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 最初に、再質問の1点目の申請主義、どのようにそういった広報といいますか、お知らせをしているかということでございます。今回、コロナ関連ということで、生活資金などについて貸付けの制度が設けられたということで、これは県のほうでつくられている制度ですので県のほうでPRをさせていただいておりますが、町としましても、コロナ関連の中で生活資金でお悩みの方ということでチラシなどに入れさせていただいたりさせていただいております。

また、通常、社協のほうで行っていただいておりますが、町では暮らしの資金の貸付けなども行っておりまして、生活保護を申請できますよというご案内は直接することはございませんが、定期的に暮らしの資金の制度などを周知させていただいているところでございます。

また、議員ご心配のところの自殺率等でございますが、町では、いわゆる生活苦というような観点だけではなくて、様々な悩み事に的確に対処できるようにということで相談体制を充実しているつもりでございます。相談をいただければ、私ども健康福祉課のほうで、ちょっと負担が大き過ぎるようなものについては専門家にもつなげさせていただきますし、先ほど申し上げましたような、まいさば信州長野とか、児童福祉関係であれば児童相談所などと

も連携をしながら対処をさせていただいているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目の申請して認定するまでの期間というようなことですが、これは個々のケースによるかなというふうに思うんですが、以前、自分が直接担当したようなケースの場合で申し上げますと、非常に体の具合が、足の具合が悪くなってしまったというようなことで相談に見えられて、お話を聞いていくと生活にも苦しいんだというようなお話で、県の健康福祉事務所の方と生活保護について相談させていただき、適用に向けて進めたというものがありました。ただ、その方はご親戚が東京等にご家族、兄弟の方がいらっしゃって、そういった方とも連絡を取るというような状況がありまして、適用までに非常に長い時間を要したということがあります。一律にどの程度ということではなかなか申し上げられない部分でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） その申請に関してですけれども、本人が申請しないような場合、その申請を促す人はどのような人が考えられるのか。過去にはどういう事例があったのか、その点、もう一度お願いします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 実際に声を聞いてくる方としますれば、民生委員などが代表的な例かと思います。そのほか、なかなか生活苦ということを身近なところで相談するというのは、しづらいことでもあるかというふうに考えております。直接役場のほうへご相談いただければ、私どもは秘密を守りながら的確に対応したいと思いますので、もしお困りの事例等、耳に挟むことがありましたら、つないでいただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は、午前10時に再開をいたします。本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略をいたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時06分